

広報 いわくら



7.1

2014.No.1039



市の花／つつじ

※ESDとは…持続可能な開発のための教育と訳され、誰もが将来にわたって安心して暮らせる世界をつくるための人づくり、学びあいがESDです。



▲6月9日(月)、11月に行われる「ESDに関するユネスコ世界会議」のPRをするため、PR隊である「ESD LOVEARTH」が表敬訪問しました。



@iwakuraiiwakun

<https://twitter.com/iwakuraiiwakun>

い〜わくん ツイッター

検索

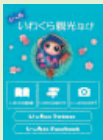


Facebook

<https://www.facebook.com/iwakun>

い〜わくん フェイスブック

検索



スマートフォンアプリ
い〜わい〜わくら
観光ナビ
【iOS・Androidに対応】

い〜わ い〜わくら観光ナビ

検索

岩倉市は

交通安全都市宣言(昭和37年1月27日)
核兵器廃絶平和都市宣言(平成7年12月20日)
安全・安心なまち宣言(平成16年12月6日)
環境都市宣言(平成25年3月28日)
のまちです。

市政の窓

3

- ・岩倉市ジュニアオーケストラ第14回定期演奏会を開催します…………… 3
- ・「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」「子育て支援減税手当」の案内書を7月下旬に送付します…………… 3
- ・金婚・ダイヤモンド婚祝賀会～結婚50周年、60周年のご夫婦をお祝いします～… 3
- ・「い〜わくんキャラバン隊」が皆さんのところへ出かけます！…………… 4
- ・第4回「岩倉軽トラ市」を開催します！… 4
- ・情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします…………… 5
- ・国民健康保険税の納税通知書を送付します…………… 6
- ・国民健康保険税の軽減措置を拡大しました…………… 7
- ・災害時にも使えるレシピ(家庭料理編)… 7
- ・平成26年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを送付します…………… 8
- ・後期高齢者医療制度の保険証を更新します…………… 8
- ・国民年金保険料の免除制度をお知らせします…………… 9
- ・平成26年度介護保険料額(本徴収額)決定通知書を郵送します…………… 10
- ・下水道整備区域の皆さんへ 下水道受益者負担金の納付書を送付します…… 11
- ・PR大使い〜わくん…………… 11

健康講座

12

保健師すこやか日誌

13

Departamento de Informações ポルトガル語情報コーナー

25

「節電」にご協力をお願いします

26

フォトニュース

27

アダプトプログラムの日、古代米づくり農業体験、岩倉北小学校2年生「町たんけん」



表紙の写真 「国際交流協会 こいのぼりづくり」

5月31日(土)、6月1日(日)、国際交流協会によるこいのぼりづくり体験が中本町の中島屋織店の協力のもとで行われました。
(写真提供は、広報モニター 山田幸哉さん)

暮らしのガイド

14

- 催し……………14
- 募集……………16
- 講座・教室……………17
- 健康……………19
- 相談・その他……………21

小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
- つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)



市政の窓



岩倉市ジュニアオー ケストラ第14回定期 演奏会を開催します

14回目となる今回の演奏会はビゼーの「アルルの女」やアンダーソンの楽曲を演奏します。ぜひご来場ください。

- **とき** 9月7日(日)午後2時(開場午後1時30分、終演予定午後4時)
- **ところ** 総合体育文化センター多目的ホール
- **指揮** 鈴木竜哉すずき たつや
- **演奏** 岩倉市ジュニアオーケストラ
- **曲目** ビゼー／アルルの女第1組曲・第2組曲、シュトラウス／こもり序曲、アンダーソン／シンコペイティッド・クロック ほか
- **入場料** 500円(全自由席)
- ※3歳以下は入場できません。
- **チケット発売日** 7月8日(火)

● チケット販売場所 総合体育文化

センター、図書館、生涯学習センター、市役所1階観光情報ステーション(情報サロン)

● 主催 岩倉市、岩倉市教育委員会

● **問合先** 生涯学習課生涯学習グループ(☎38・5819)まで。

「臨時福祉給付金」子育て世帯臨時 特例給付金」子育て支援減税手 当の案内書を7月下旬に送付します

給付金等の対象となる可能性のある世帯には、7月下旬に市から案内書を送付する予定です。広報いわくら5月1日号で7月上旬の送付とお知らせしましたが変更となりました。具体的な申請手続きについては、広報いわくら7月15日号、市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でお知らせします。

● **問合先** 臨時福祉給付金については介護福祉課生活保護グループ(☎

38・5809)、子育て世帯臨時特例給付金および子育て支援減税手当については児童家庭課家庭グループ(☎38・5810)まで。

金婚・ダイヤモンド婚祝賀 会く結婚50周年、60周年の ご夫婦をお祝いします

市では、結婚50周年、60周年を迎えられるご夫婦を招待して、金婚・ダイヤモンド婚祝賀会を開催します。

- **とき** 11月15日(土)午前10時
- **ところ** 総合体育文化センター多目的ホール
- **内容** 式典(祝いの品の贈呈など)、アトラクション
- **対象** 平成26年1月1日から12月31日までの間に、結婚50年目または、60年目を迎えられるご夫婦。または、すでに結婚50年または、60年目を迎えているが、(都合で)今までに申し出ていないご夫婦。

ただし、平成26年1月1日から祝賀会が行われる日まで引き続き市内にお住まいのこと。

【結婚50年目(金婚)】昭和40年1月1日から12月31日までに婚姻の届出をしている夫婦

【結婚60年目(ダイヤモンド婚)】昭和30年1月1日から12月31日までに婚姻の届出をしている夫婦

● **申込方法** 介護福祉課にある「金婚・ダイヤモンド婚を迎える夫婦申出書」にご夫婦の戸籍謄本を添えて(本籍が市内の場合は不要)提出してください。

● **受付期間** 7月1日(火)～8月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

● **申込・問合先** 介護福祉課高齢福祉グループ(☎38・5809)まで。



「いゝわくんキャラバン隊」が皆さんのところへ出かけます！

市では、いゝわくんをPR大使に任命し、いゝわくんを通じた観光情報の発信を行っています。いゝわくんを一人でも多くの人に知っていただき、また親しんでいただくため、今年度も「いゝわくんキャラバン隊」を結成し、市内の各地区や学校、保育園、幼稚園、福祉施設などのイベントへ訪問します。また、その活動状況はいゝわくんFacebookやTwitterページでリアルタイムに皆さんにお知らせしていきますので、ぜひ、ご活用いただき、いゝわくんとお友だちになってください。

「いゝわくんキャラバン隊」の訪問先を募集します！

- **訪問内容** 握手会、写真撮影会、歌とダンス（いゝわくらだいすきいゝわくん）、盆踊り、みんなの岩倉いゝわくんの披露など
- **訪問時間** 1か所につき、30分程度
- **訪問の条件** ①特定の政治、思想若しくは宗教または、営利活動のイベントでないこと。②人の目に触れ

ず着脱ができる場所および駐車場の確保できること。③ブログ等による活動状況の発信を了承いただけること。詳しくは、「いゝわくんキャラバン隊」訪問実施要領をご覧ください。

- **費用** 無料（希望日が重複する時は、調整させていただく場合があります）
- **申込方法** 所定の訪問依頼書を商工農政課へ①直接提出、②Eメール（shokono@city.iwakura.lg.jp）でお申し込みください。

● **訪問依頼書と訪問実施要領** 岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードするか、商工農政課に置いてありますので、ご利用ください。



いゝわくんFacebookとTwitterの更新をしています！

「岩倉市PR大使」いゝわくんのFacebookページを開設しています。

いゝわくんの素朴なつぶやきや、マル秘サービスショット、キャラバン隊の活動など、いゝわくん盛りだくさんでお届けします。

いゝわくんFacebookへのアクセスはこちら

<http://www.facebook.com/iwakun>



いゝわくんTwitterへのアクセスはこちら

<https://twitter.com/iwakuraiiwakun>



◇岩倉を再発見！「いゝわいわくら観光ナビ」

「いゝわいわくら観光ナビ」は、3つの機能を備えた充実の観光ガイドアプリ。

Android 携帯、iPhone のiOSに対応した「いゝわくら観光ナビ」が、Google Playストア、App Storeにそれぞれ公開されています。

いますぐダウンロードして、いゝわくんと一緒に岩倉市の魅力を再発見しよう！

「アプリのダウンロードはこちら」
・Android：Google Playストアで「いゝわくら観光ナビ」と検索
・iOS：App Storeで「いゝわくら観光ナビ」と検索

● 問合先 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）まで。

第4回「岩倉軽トラ市」を開催します！

多くの来場者で賑わう第4回「岩倉軽トラ市」を開催します。今回も、新鮮野菜をはじめとしたさまざまな種類の市が多数出店します。

また、楽しいイベントも用意していますので、皆さん、お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

- **とき** 7月13日(日)午前9時～正午 ※小雨決行
- **ところ** 八剣憩いの広場
- **主な出品物** 農産物、パン、ハム、ソーセージ類、雑貨など

※出品物に変更されることもあります。

- **イベント** 「岩倉鳴子おどりの会 五条川桜」による鳴子踊りと「いわ

くらフォークジャンボリー」による演奏を行います（※天候により中止の場合あり）。

・岩倉鳴子おどりの会 五条川桜
 〈出演時間〉①午前10時〜、②午前11時〜



・いわくらフォークジャンボリー
 〈出演時間〉①午前10時30分〜、②午前11時30分〜



●主催等 主催：岩倉市、NPO法人いわくら観光振興会、主管：岩倉軽トラ市実行委員会、後援：岩倉市商工会

●問合せ先 岩倉軽トラ市実行委員会事務局（商工農政課内）38・5812）まで。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

市では、市民の皆さんの「知る権利」を保障するための情報公開制度と、市が保有する個人の情報を守るための個人情報保護制度を設けています。

情報公開制度について

情報公開制度は、皆さんの知りたい情報（岩倉市が作成または、取得した公文書）を公開することにより、市政への理解、認識を深めていただくことをねらいとしています。

岩倉市が保管または管理している文書・帳票・図画などの情報について、情報の公開を請求することができます。

ただし、個人が識別できる情報など、公開できない情報もあります。
個人情報保護制度について

個人情報保護制度は、個人情報に関する皆さんの権利を明らかにすることにより、個人の権利と利益を保護することをねらいとしています。

本人に関する個人情報について、その情報の開示を請求することができます。

また、開示された情報に誤りがある場合や、適切な取り扱いがされていない場合に、訂正請求や利用停止請求をすることもできます。

●請求窓口 行政課（市役所6階）

●手続き ご自分の情報の請求には本人であることを確認できるものが必要です。

●負担費用

☆閲覧：無料

☆公文書の写しの交付：1面につき10円

☆公文書の写しの証明：1件につき200円

☆郵送の場合：郵便料金を加算

●適正使用

公開または開示された情報は、制度の趣旨に沿って正しく使用してください。

●公開を拒否された場合などの救済

請求に対する決定に対して不服を申し立てることができます。

●問合せ先 行政課行政グループ（38・5804）まで。

平成25年度の情報公開・個人情報保護制度運用状況

情報公開制度			個人情報保護制度		
情報公開を請求された件数		28件	自己情報の開示などを請求された件数		54件
情報公開の可否の件数	全部公開	6件	開示の可否の件数	全部開示	30件
	一部非公開	19件		一部開示	9件
	非公開	3件		不開示	15件
不服申し立ての件数		1件	不服申し立ての件数		0件

国民健康保険税の納税通知書を送付します

平成26年度第4～12期分までの国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に発送します。

今回発送する納税通知書は、前年所得金額等を基礎に算定した年税額から、すでに通知しました税額（第1～3期）を差し引き、9回に分割したものです。第4～12期まで各納期ごとに納めてください。

年金からの特別徴収について

★国民健康保険に加入する65～74歳の世帯主のうち、次の①～③のすべてに該当する場合は、原則特別徴収で納めていただきます（特別徴収を中止する届出をされている人は除きます）。

- ①1年間に受け取る年金が18万円以上である。
- ②国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない。
- ③同一世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65～74歳である。

★平成26年度に初めて特別徴収となる世帯主は10月から開始となります（第4～6期までは、納付書などに

より納めてください）。

★特別徴収は、申し出により、口座振替へ変更することができます。詳しくは納税通知書に同封の案内をご覧ください。

★特別徴収の要件に該当しなくなった世帯主は、9月以降は普通徴収と

なります。

税率等については、左表のとおりです。なお、平成26年度から税率等の一部が改正されています。

国民健康保険税は、国や市からの補助金とともに国民健康保険を支える重要な財源です。皆さんが病気や

ケガをされたときの医療費をはじめ出産育児一時金、葬祭費などに使われるものです。保険税は納付期限内に納めましょう。

●問合先 市民窓口課 保険医療グループ（☎38・5807）まで。

区分		平成25年度 (改正前)	平成26年度 (改正後)
所得割 世帯の国保加入者の前年中の所得に応じて計算	医療分	6%	改正なし
	支援金分 ※1	1.9%	改正なし
	介護分 ※2	1%	1.2%
資産割 世帯の国保加入者の固定資産税に応じて計算	医療分	40%	32.5%
	支援金分	15%	11.5%
	介護分	5%	2.5%
均等割 国保加入者一人当たりの金額で世帯加入者数に応じて計算	医療分	19,500円	23,900円
	支援金分	6,500円	7,000円
	介護分	6,500円	改正なし
平等割 国保加入者のいる全世帯で負担	医療分	19,500円	改正なし
	支援金分	6,500円	改正なし
	介護分	6,000円	改正なし
課税限度（最高）額	医療分	50万円	51万円
	支援金分	13万円	14万円
	介護分	11万円	12万円

※1 支援金分とは、全国の75歳以上の人の保険給付費の約4割分について、全国の国民健康保険や社会保険などが加入人数の割合に応じて負担するもの。

※2 介護分とは、全国の介護給付費の約3割分について、全国の国民健康保険や社会保険などが40歳から64歳までの加入人数の割合に応じて負担するもの。

国民健康保険税の軽減措置を拡大しました

平成26年度分から、所得の少ない人に対する国民健康保険税の軽減措置

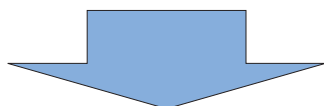
（5割・2割）を拡大しました。

計算方法については、左表のとおりです。なお、該当する世帯については、所得の申告に基づいて算定をしています。※申告がお済みでない場合は、申告をお願いします。

● 問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

平成25年度分

軽減割合	軽減となる基準
7割	総所得金額等の合算額が33万円以下の場合
5割	総所得金額等の合算額が 33万円 + {24万5千円 × (被保険者数 - 世帯主)} 以下の場合
2割	総所得金額等の合算額が 33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下の場合



平成26年度分から

軽減割合	軽減となる基準
7割	総所得金額等の合算額が33万円以下の場合
5割	総所得金額等の合算額が 33万円 + (24万5千円 × 被保険者数) 以下の場合
2割	総所得金額等の合算額が 33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下の場合

災害時にも使えるレシピ（家庭料理編）

5分で完成！ 切干大根のはりはり漬

<材料>	1人分	4人分（目安量）
切干大根（乾燥）	10g	40g
水	40ml	150ml
酢	4ml	15ml（大さじ1）
しょうゆ	4ml	15ml（大さじ1）
昆布（乾燥）	1g	4g（10センチ大1枚）

<作り方>

1. 切干大根はキッチンばさみで食べやすい大きさに切る。
2. 容器に、切った切干大根を入れ、ひたひたになるくらい水を注ぐ。
3. 昆布をキッチンばさみで細切りにして加え、水気を切った切干大根と調味料を加えたら完成。昆布がやわらかくなったら食べごろです。

PRポイント！

- ★材料が乾物であることがポイントです。
- ★酢としょうゆの代わりにポン酢や液状の浅漬けの素を使っても簡単にすることができます。



5分で完成！ 切干大根のはりはり漬 <1人分あたり>

熱量 34kcal たんぱく質 1.0g 脂質 0.1g 炭水化物 7.9g ナトリウム 312mg 食塩相当量 0.8g

☆献立は一例です。「災害時にも使えるレシピ集」は保健センターでご覧いただけます。

● 問合先 健康課指導グループ（保健センター内☎37-3511）まで。

平成26年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを送付します

平成25年中の所得が確定し、年額保険料が確定したことに伴い、7月

後期高齢者医療制度の保険料率と計算方法

	平成24・25年度(改定前)	平成26・27年度(改定後)
所得割率	8.55%	9.00%
被保険者均等割額	43,510円	45,761円
保険料賦課限度額	55万円	57万円

●保険料の計算方法(所得金額に応じて計算されます)

所得割額 (所得金額-33万円) ×所得割率9.00%	+	被保険者均等割額 被保険者1人あたり 45,761円	=	保険料額 限度額57万円 ※100円未満切捨
-----------------------------------	---	----------------------------------	---	------------------------------

中旬に平成26年度「後期高齢者医療保険料額決定通知書」「納入通知書」を送付しますので、確認してください。

なお、保険料の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ(☎38・5807)まで。

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証の色が、薄藤色からオレンジ色に変わります。

現在、皆さんがご持ちの保険証の有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)から使用していただく保険証を7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

※簡易書留郵便は、受け取る時に押印または、署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、岩倉郵便局へ再配達依頼をしていただくか、直接お受け取りください。

岩倉郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を過ぎると、保険証は市民窓口課に返還されま

す。その場合は、市民窓口課保険医療グループの窓口(市役所1階)でお渡ししますので、現在ご持ちの保険証と印鑑を持ってお越しください。

住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、市民窓口課保険医療グループへ申請が必要です(保険証は、郵便局への転居届では転送されません)。申請される場合は、印鑑と写真付きの身分証明書を持って7月10日(木)までに市民窓口課保険医療グループへお越しください(すでに申請されている場合は、改めて申請する必要はありません)。

保険証は、有効期限を過ぎると使

給付内容

医療機関の窓口の後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、医療の給付が受けられます。

一般の人 …………… 1割負担

現役並み所得者 …… 3割負担

現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得額が145万円以上ある後期高齢者被保険者がいる世帯です。ただし、次のいずれかに該当する場合には申請により1割負担となります。

該当項目	判定の対象となる人	基準となる収入合計金額
①	世帯に本人以外の後期高齢者医療被保険者がいる場合。	520万円未満
②	世帯に本人以外の後期高齢者医療被保険者がいない場合。	383万円未満
③	上記②の場合で、同一世帯内に高齢受給者証をお持ちの70歳から75歳未満の人がいる場合	520万円未満

※①、②の場合は、被保険者の収入金額の合計額、③の場合は、被保険者および同一世帯の70歳以上75歳未満の人の収入金額の合計額

※判定における収入は必要経費等を差し引く前の金額です。

用できません。8月1日(金)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください(今までお使いの薄藤色の保険証は、8月以降に市民窓口課保険医療グループへ返却していただくか、個人情報を読み取られないよう裁断して破棄してください)。

平成26年度住民税の課税所得により一部負担金の割合等が変更になっている場合がありますので、ご確認ください。なお、判定方法は左表のとおりです。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ(☎38・5807)まで。

国民年金保険料の免除制度をお知らせします

国民年金は、保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の減額、あるいは納付が免除となる保険料減免制度を利用してください。

※平成26年度から申請可能期間が拡大されました。過去2年以内の未納期間について申請が可能です。詳しくはお問い合わせください。

【法定免除制度】 障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している人などが届出を行うと保険料が免除されるものです。

【申請免除制度】 全額免除のほか、保険料の4分の3、2分の1、4分の1を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付（一部免除）があります。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得（1月分から6月分の保

険料免除については前々年の所得）がいずれも免除の基準以下の場合、申請により保険料が免除されるものです。

扶養している親族の人数などに

国民年金の保険料が免除（猶予）されると…

免除等の種類	納める保険料額	免除される保険料額	老齢基礎年金額への計算
全額免除	0円	15,250円	免除期間は1/2で計算します。
3/4免除 (1/4納付)	3,810円	11,440円	免除期間は5/8で計算します。
半額免除 (半額納付)	7,630円	7,620円	免除期間は3/4で計算します。
1/4免除 (3/4納付)	11,440円	3,810円	免除期間は7/8で計算します。
若年者納付猶予	0円	猶予	猶予期間は年金額に反映されません。
学生納付特例	0円	猶予	猶予期間は年金額に反映されません。

※一部納付の免除は、「納める保険料額」欄の金額を納付しないと未納となり、老齢基礎年金額への計算に算入されません。

よって基準が異なりますので、詳しくはご相談ください。

【若年者納付猶予制度】 所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居しているために、申請免除の対象とならなかった30歳未満の人について、本人（配偶者を含む）の所得が基準以下の場合、申請により保険料納付が猶予されるものです。

【学生納付特例制度】 大学・短期大学・各種学校などに在学されている人で、本人の前年所得額から各種控除後の金額が118万円以下の場合、申請により保険料納付が猶予されるものです。対象学校についてはお問い合わせください。なお、学生納付特例制度に該当する人は、申請免除制度を申請することはできません。

●保険料の追納 免除申請などが承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納することができます。なお、3年度目以降に納める場合には、経過年数に応じた加算金がかかりますので、なるべく早めに納めることをおすすめします。

追納しなくても、免除などの期間は、年金を受けるための資格期間に含まれます。また、一部納付については、納付部分の支払いをしないと未納となりますので、ご注意ください。

い。

●承認期間 申請免除、若年者納付猶予は7月から翌年6月まで法定免除は免除理由が終了するまで、学生納付特例は4月から翌年3月まで承認されれば期間の始期までさかのぼります。ただし、失業や災害などの理由によるときは、その事由が発生した前月から承認されます。

なお、承認期間が終わり、引き続き免除などを希望される場合は、再度申請する必要があります。ただし、7月からの免除などが継続審査となっている人（6月までの免除承認通知に継続審査とされている人）については、再度申請しなくても審査の結果、通知が年金事務所から郵送されますので、お待ちください。

●持ち物 年金手帳、印鑑
※失業を理由として申請する場合は、雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど。

※学生の人は学生証または、在学証明書。

※課税証明書が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

●申込・問合先 一宮年金事務所（☎0586・45・1415）または、市民窓口課窓口グループ年金担当（☎38・5807）まで。

平成26年度介護保険料 額（本徴収額）決定通 知書を郵送します

第1号被保険者である65歳以上の人の介護保険料が下表のとおり決定しました。

平成26年度の介護保険料は、前年の所得が確定するまでの期間を仮徴収期間とし、既に4月にお知らせしています。

今回、平成25年中の所得が確定し、年額保険料が確定したことに伴い、8月分以降の介護保険料額（本徴収額）について、7月上旬に「平成26年度介護保険料額決定通知書」を郵送しますので確認してください。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると、いざ介護サービスを利用しなければならぬ状況になったときに、「償還払い（利用者がいったん全額負担し、申請により9割を払い戻す制度）」に支払い方法が変更になったり、通常1割の利用者負担が3割に引き上げられたりするなどの制限がかかります。

こんなときはご相談を…

生活保護を受給していない人で、

本来適用すべき所得段階の保険料等を負担すると生活保護が必要となるが、保険料等が軽減されれば生活保護を必要としない状態となる場合に、本来よりも負担の低い保険料等を適用するための「境界層措置」という制度があります。

この制度の適用を受ける場合は、介護福祉課に申請して「境界層該当証明書」の発行を受けるなどの手続きが必要です。

また、災害などの特別な事情があるときには、保険料の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

● **問合先** 介護福祉課介護保険グループ（☎38・5811）まで。

語句解説

★**老齢福祉年金**…明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人などに支給される年金です。

★**合計所得金額**…「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費相当額」を差し引いた額です。

★**課税年金収入**…老齢退職年金等の課税年金収入が対象であり、遺族年金・障害年金等の非課税年金収入は対象となりません。

平成26年度所得段階別介護保険料

区 分	対 象 者	算出基準	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	4,100円×0.5×12カ月	24,600円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,100円×0.5×12カ月	24,600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,100円×0.63×12カ月	30,900円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,100円×0.75×12カ月	36,900円
第4段階①	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,100円×0.88×12カ月	43,200円
第4段階②	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,100円×1.0×12カ月	49,200円
第5段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が125万円未満の人	4,100円×1.13×12カ月	55,500円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	4,100円×1.25×12カ月	61,500円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	4,100円×1.50×12カ月	73,800円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上の人	4,100円×1.75×12カ月	86,100円

下水道整備区域の皆さんへ 下水道受益者負担金の納付 書を送付します

市では、公共下水道の整備が完了した区域から、毎年「受益者負担金賦課区域」を定め「受益者負担金」を賦課しています。

今年度の受益者負担金賦課区域の受益者（土地の所有者または建物の所有者など）の皆さんに、7月1日付けで納付書を送付します。内容をお確かめのうえ、納期限までに納付してください。

なお、口座振替を依頼された人には、口座振替のお知らせを送付します。

●**受益者負担金制度** 受益者負担金制度は、下水道の建設費すべてを税金でまかなうのではなく、下水道整備によって利益を受ける人（受益者）にも一部を負担していただく制度です。

●**対象となる土地** 下水道整備区域内にある土地は、すべて受益者負担金の対象となります。宅地だけでなく、空き地や駐車場、農地も対象になります。ただし、農地については、農地でなくなるまで徴収が猶予される制度があります。

●**納めていただく人** 受益者負担金を納めていただく人（受益者）は、受益者負担金賦課区域の土地の所有者です。

ただし、その土地が地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となります。

●**受益者負担金の額** 受益者負担金賦課区域の土地に1回限り賦課するもので、一平方メートル当たり450円に定めています。

●**納付方法** 負担金額を5年に分割し、さらに1年を4回に分けて合計20回で納める「分割納付」と、第一期の納期に全額または1年分をまと

めて納める「一括納付」があります。第一期納期限の7月31日までに負担金を一括納付すると、前納報奨金制度により納付額が割り引かれますので、早めの納入をお願いします。

●**下水道の接続工事はお早めに** 今年度の受益者負担金賦課区域では、すでに下水道が使用できますので、一日でも早く下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。工事は、岩倉市下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

また、接続工事には補助金が利用できる場合がありますので、事前にお問い合わせください（工事着手後の申請はできません）。補助金のお問い合わせは都市整備課計画グループ（☎38・5814）まで。

●**受益者負担金の徴収猶予を受けている皆さんへ** 受益者負担金の徴収が猶予されている土地の受益者は、その土地が農地でなくなった場合は届出が必要です。また、その土地の受益者を売買などで変更する場合も届出が必要です。お忘れのないようお願いします。

●**問合先** 上下水道課下水道グループ（☎38・5815）まで。

PR大使 いーわくん



健康講座

冷えについて

岩倉市医師会 寺澤 正恭

今回は「冷えについて」お話しします。これから暑くなるのに、なんでこの話題なんだと思われるかもしれませんが、現代は、冬、当然寒いし、夏でも室内はクーラーガンガンだし、冷たい飲み物、アイスクリームや氷菓子はすぐに手に入る、若い人たちは、ファッション優先で薄着、体の外から中から、冷えまくりの人はたくさん見えます。逆に夏のほうが冬より冷えるかも。

どんな症状が冷えから来ているかもしれないかというと、

- ・頭痛 肩こり のぼせ めまい
- ・鼻水 咳 痰 風邪が治りにくい
- ・腹痛 吐き気 下痢 食欲低下
- ・腰痛 関節の痛み 手足のしびれ
- ・全身倦怠感 元気が出ない 疲れやすい
- ・尿が近い むくみ

・なんとなく調子が悪い
じゃあ、どんな人が冷えてるかというところ、

まず当然、寒がり。クーラーが苦手。冷たいものが苦手。下痢をしやすい。うすい尿がたくさん出る。手足が冷えて、寝るとき靴下をはきたい。冬、しもやけができる。調子が悪いとき、温かいものを飲んだり、お風呂に入ったりと良くなる。水っぱなが出る。関節を触ると冷たい。

では、思い当たる人は、どうしたらいいか？日常生活でも改善すべき事があります。温かいもの、体を温めるものをとる（生姜湯とかいいかも）。冷たいものや体を冷やすものを控える（アイスクリーム、ジュース、生野菜、果物、ヨーグルト・牛乳など）。夏でも、キンキンに冷えた

たものはとらない（運動時は別です）。クーラーは最低限にする（27から28度ぐらいにしておく）。冬は暖かい格好をする（特に手足、おなかを冷やさない、マフラーやスカーフをする）。夏でも体が冷えない格好をする、電車に乗る、クーラーの効いたところに行くときは、上着を一枚持つ。入浴後、体を冷やさないようにする。寝冷えしないようにする（夏、クーラーを控え気味にするのはもちろん、風が直接体に当たらないようにする。冬、肩掛けや腹巻をする）。規則正しく無理の無い生活をして、疲れやストレスをためないようにする。適度に運動すること。ここがける、文明の利器にたより過ぎず歩こう。腹八分目。

それでもだめなら、漢方薬。西洋の薬では体を温める薬は、ほとんど

ありません。（きっと、西洋の人は寒がりが少ないのでしょう。）漢方薬には、末梢の循環を良くしたり、体を温めたりし、冷え性に効果のあるものがあります。真武湯、人参湯、当帰芍薬散、当帰四逆加呉茱萸湯などいろいろなものがあり、体質によって使い分けます。結構有効率は高く比較的早く効果が現れます。冷え性の人は、ぜひお試しください。



保健師すこやか日誌

岩倉市健康づくり計画 健康いわくら21（第2次） ～『健康につながる生活習慣づくり』をご紹介します！～

健康寿命を延ばすためには、若い頃から規則正しい生活を心がけ、生活習慣病を予防していくことが必要です。岩倉市生活習慣関連アンケート調査によると、若い世代を中心に多くの世代で、自身が健康的な生活を送っているかについて疑問を感じているようです。今後は正しい情報を取り入れ、自分や家族の生活に合わせて、生活習慣を見直してみましょう！

それぞれの世代に合わせた
健康づくりを行いましょう！

栄養



運動

目 標

○よりよい食生活で健康づくり

～取り組みの提案～

- 定期的に体重を量る。
- 毎日、朝食を摂る。
- 毎食、野菜を食べる。
- 外食や食品を買う時は、
栄養成分表示を見る。



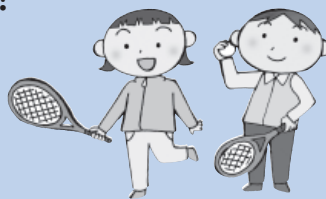
目 標

○運動を楽しく続けて健康づくり

～取り組みの提案～

- 気軽に楽しみながら続けられる運動を見つける。
- 今より1日10分以上多く歩く。
- 歩数計などで身体活動量を測る。
- 地域活動等に参加して、外出する機会を増やす。

まずは1つ。できることから始めてみましょう！
あなたは何かから始めますか？



●問合先 健康課指導グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

暮らしのガイド

催し



●七夕おはなし会

図書館では、七夕にちなんだおはなし会を開催します。

▼とき 7月5日(土)午後3時

▼ところ 図書館2階視聴覚室

▼出演 岩倉市図書館読み聞かせボランティア「おはなし会」

▼内容 絵本・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、七夕飾り作り

▼問合先 生涯学習課図書館グループ(☎37・6804)

●いわくらフリーマーケットを開催します

家庭の不用品を無駄なく有効利用することによって、環境にやさしい消費生活を目指そうと「いわくら

フリーマーケット」を開催します。いわくらも来場しますので、ぜひお越しください。

▼とき 7月12日(土)午前10時～午後1時

※開始時間に変更になっています。また、入場は午後零時30分までとします。

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール

▼出店者 フリーマーケット30店、みのりの里

▼問合先 商工農政課商工観光グループ(☎38・5812)

●自然生態園でザリガニ釣り大会と夜の観察会を行います

◎ザリガニ釣り大会
自然生態園のとんぼ池で「ザリガニ釣り大会」を行います。

▼とき 7月19日(土)午前10時～11時30分(小雨決行)

▼ところ 自然生態園(北島町)

▼内容 午前10時から11時までザリガニ釣りをして、一番大きいものの重量で順位を決めます。上位3人には賞品を贈呈します。なお、参加者全員に参加賞を用意

しています。

▼対象 小学生以下の児童(定員30人) ※保護者同伴をお願いします。

▼申込方法 電話でお申し込みください。

※釣り竿やえさ、バケツ等は、各自持参してください(リール、テグス糸は禁止します)。

◎夜の観察会

自然生態園で「夜の観察会」を行います。

▼とき 7月26日(土)午後7時～8時(小雨決行)

▼ところ 自然生態園(北島町)

▼内容 カラスウリの開花や夜行性の昆虫、そしてせみの羽化などを観察します。普段あまり見ることのできない動植物の珍しい様子を観察できます。

※状況により観察する生物は変わる場合もあります。

▼対象 どなたでもご参加いただけます。ただし、小学校3年生以下の児童が参加される場合は保護者同伴をお願いします。なお、事前の申し込みは必要ありません。

▼申込・問合先 環境保全課環境グループ(☎38・5808)

※当日の問合先 自然生態園(☎66・6701)

住宅型有料老人ホーム

イケア小牧

ご入居受付中

三ッ淵小学校より東へ約100m

株式会社イケア

リハビリ対応
デイサービス
まごころ

ご利用受付中

お問い合わせ・ご相談
☎ 0568-42-6722
<http://www.ii-care.co.jp>

今にゆとり

掛金は、全額所得控除で税金がおトク。

老後にゆとり

基本は終身年金。だから一生涯お受け取り。

自営業・フリーランスの味方です。

愛知県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル9F

<http://www.aichikikin.or.jp>
フリーダイヤル
☎ 0120-43-63-73

広告

広告

市民スペース情報

●市役所庁舎ミニステージ

【ミニ・コンサート】

▶とき 7月5日(土) 午前10時30分～正午

▶問合先 近藤(☎090-8153-0114)

●市役所庁舎ギャラリー

【第81回岩倉絵画同好会作品展】

▶とき 7月7日(月) 午前10時～7月12日(土) 午後4時

▶問合先 岩倉絵画同好会 丹羽(☎090-6366-3335)

●生涯学習センターギャラリー

【龍峰書道会・小品展】

▶とき 7月13日(日) 午前11時～19日(土) 午後3時

▶問合先 土屋(☎37-2010)

●市民スペースに関する問合先 生涯学習課生涯学習グループ(☎38-5819)

●ミニミニコンサート
みどりの家

7月は、ミニミニコンサートでお馴染みのKAZUウクレレクラブのライブです。本年、結成10周年を迎え、ますます楽しくなったウクレレの音色をお楽しみ

ください♪ 入場無料♪
 ▼出演 KAZUウクレレクラブ
 ▼曲目 「大きな古時計」「オブラディオブラダ」「雨にぬれても」他
 ▼とき 7月20日(日)午後2時
 ▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール
 ※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮く

ください。
 ▼問合先 地域交流センターみどりの家(☎66・6700)

●希望の家
「わくわく体験教室」を開催します

独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」

◎弥生式土器づくり

歴史体験教室として、弥生式土器作りにチャレンジします。「作成」と「焼成」の日に分けて行ないます。「焼成」編での空き時間で藍の生葉染めにもチャレンジします。

▼とき

(作成編) 7月25日(金)午前10時～午後3時
 (焼成編) 8月7日(木)午後1時～8日(金)午前10時※宿泊となります。

▼定員 20人
 ▼対象 小学生
 ▼参加費 2千500円(両日程の合計)
 ▼持ち物 申し込み時に連絡します。

▼申込・問合先 電話で希望の家へお申し込みください(☎37・4191)

●社会を明るくする運動講演会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を予防し更生を支援する活動です。誰もが安心してしっかりと自分の人生を生きられる社会を築くには、過ちを繰り返さないように援助しあえる地域づくりが大切です。江南保護区保護司会ではこの運動に合わせ、講演会を開催します。

▼とき 7月27日(日)午後3時～4時30分(開場：午後2時30分)

▼ところ 江南市民文化会館小ホール(江南市北野町川石25番地1)

▼演題 『いのちの大切さ』

▼講師 中村 薫さん(真宗大谷派養蓮寺住職)

【講師プロフィール】：一九四八年愛知県に生まれる。大谷大学文学部仏教学科(華厳学)卒業。同大学院人文科学研究科博士課程仏教学専攻修了。現在、同朋大学文学部仏教文化学科教授。文学博士。著書に「いのちを差別するもの」「華厳の浄土」「親鸞の華厳」「出会いそして別離のいのち」ほか。

▼入場料 無料
 ▼主催 江南保護区保護司会
 ▼後援 岩倉市更生保護女性会ほか
 ▼問合先 江南保護区保護司会事務局(江南市役所福祉課☎54・1111内線255)

●子どもゆめ基金助成活動
親子七宝焼講習会

みどりの家では、夏休みに親子(小学生以上)で、七宝焼の楽しさを体験していただくために、親子七宝焼講習会を開催します。今回は七宝釉薬を使って絵を描く「絵画七宝」です。ぜひ、ご参加ください。

▼とき 7月30日(水)、31日(木)、8月2日(土)(時間は各日午前9時～正午)

▼ところ みどりの家工芸体験室

▼定員 各日20人(計60人)

※先着順
 ▼参加費 500円(材料費)

※駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください。

▼申込・問合先 地域交流センターみどりの家(☎66・6700)

募集



●保育園のパート保育士



- 市では、保育園のパート保育士を募集しています。子どもが好きで、保育士資格をお持ちの人の応募をお待ちしています。
- ▼募集人数 若干名
- ▼勤務内容 保育業務
- 7・5時間（午前7時30分から午後7時までの間で時差勤務有り）
- ▼賃金 1時間1千110円
- ▼応募資格 保育士資格を有する人
- ▼申込・問合せ先 児童家庭課児童グループ（☎38・5810）

●新川親子流域フォーラム参加者

新川流域総合治水対策協議会では、新川親子流域フォーラムを開催します。川での体験活動や治水施設見学を通じて、親子で楽しみながらお住まいの地域の川や治水について学ぶことができます。夏休みのこの機会にふるってご応募ください。

- ▼とき 8月3日（日）午前9時～午後4時（予定）
- ▼集合場所 小牧市役所 午前9時（受付午前9時～9時15分）
- ▼内容 ・川に住む生き物をさがそう！（春日井市内）
・雨水を貯める施設（小牧市内、豊山町内）を見に行こう！
・鴨田川排水機場（北名古屋市内）を見に行こう！
- ▼参加対象 市内にお住まいの小学4年生～6年生とその保護者
- ▼参加費 無料（昼食を含む）※集合場所までの交通費は参加者負担となります。
- ▼定員 40組80人
- ▼持ち物 タオル、帽子、

着替え、飲み物

▼注意事項 ①集合場所へは、できる限り公共交通機関をご利用ください。
②生き物さがしは川に入つて活動しますので、濡れてもいい服、靴をご用意ください。

③主催者を通して加入する保険で補えない怪我につきましては、自己負担となる場合があります。

④天候等により内容が変わる場合があります。

▼申込方法 はがき・FAX・電子メールのいずれかでご応募ください。

件名に「新川親子流域フォーラム参加希望」と明記し、「郵便番号、住所、電話番号、保護者の①氏名②性別③年齢、お子さんの①氏名②性別③年齢④学年」を記入してください。

※フォーラム当日に連絡の取れる電話番号の記入をお願いいたします。

※②③は保険加入時に必要になります。

▼申込先 都市整備課管理グループ（〒482・8686（住所不要）、FAX 66・6100、電子メール toshiseibi@city.iwakura.jp）

▼申込期限 7月15日（火）
▼抽選・発表 抽選により

参加者を決定し、当落にかかわらず、7月23日頃までに郵送します。

▼問合せ 都市整備課管理グループ（☎38・5813）または、愛知県建設部河川課計画グループ（☎052・954・6555）

●やぐらの上で盆おどりを踊ってみませんか！



8月15日（金）・16日（土）（予定）
8月17日（日）に開催されるいわくら夏まつり市民盆おどりのやぐらのステージ上で踊る団体を募集します。希望団体で、日にち、時間、曲目の抽選を行いますので日時等を複数ご用意のうえ、抽選会場に直接お越しください。

なお、希望団体多数の場合は、合同になったり、踊

れない場合もありますので、ご承知おきください。

▼抽選日時 7月16日（水）午後1時30分（時間厳守）

▼ところ 市役所7階大会議室

▼資格 ある程度の人数で、やぐらの上で踊れる団体

▼候補曲 岩倉が好きです、岩倉音頭、みんなの岩倉いっわくん、ダンシングヒーロー、相馬盆唄、炭坑節、郡上節、ホームラン音頭など

▼問合せ 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

●広報配達員を募集しています

- ▶業務内容 市広報等の配布
- ▶任期 6カ月（再任可）
- ▶手当 1世帯あたり12円
- ▶募集人数 若干名
- ▶応募期限 7月3日（木）
- ※履歴書を提出していただき、面接のうえ決定します。
- ▶申込・問合せ先 秘書課広報広聴グループ（☎38・5802）

スポーツ教室参加者募集（夏季）

▶ **募集期間** 7月3日（木）～15日（火）（先着順）

▶ **受付場所** 市役所6階生涯学習課スポーツグループ

※市役所時間外、土・日曜日は、総合体育文化センターで受け付けます。参加費は当日までに市役所または当日に現地でお支払いください（総合体育文化センターで参加費のお支払いはできません）。

▶ **参加資格** 市内に在住・在勤・在学している人で教室ごとに定める対象者

▶ **その他** 電話での受付はできませんのでご了承ください。また、1人で複数家族分の受け付けはできませんのでご注意ください。承諾書を記入する際に印鑑が必要です。持参してください。

▶ **問合せ先** 生涯学習課スポーツグループ（☎38-5819）

シュノーケリング教室

〈体育協会主催〉



- **対 象** 小学4年生～中学生とその保護者
（子どものみの参加は保護者の同意として、承諾書の記入が必要）
- **定 員** 27人
- **参 加 費** 小学4年生～中学生 6,000円
保護者 7,000円
- **開 催 日** 7/23（水）
- **時 間** 午前7時30分出発 午後6時帰着予定
発着場所は総合体育文化センター駐車場
- **会 場** 若狭三方マリンパーク
- **講 師** ワイズダイビングサポート
- **持 ち 物** タオル・水着・水筒・ゴーグル
- **内 容** 日本海の透き通った景観のなかで磯遊びとシュノーケリングが楽しめます。教室中はインストラクターが付き添います。

ジュニアボウリング教室

〈体育協会主催〉



- **対 象** 小学生（子どものみの参加のため、保護者の同意として承諾書の記入が必要）
- **定 員** 25人
- **参 加 費** 5,000円（レーン代・貸し靴代込み）
- **開 催 日** 7/28（月）～31（木）（4日間）
- **時 間** 午前10時～11時30分
- **会 場** 稲沢グランドボウル
- **講 師** JBC認定プロボウラー
- **持 ち 物** 運動のできる服装・靴下・タオル
- **内 容** プロボウラーに教えてもらえますので短期集中でボウリングが上達するかも！！送迎バスもあります（午前9時30分総合体育文化センター発）ので気軽にご参加ください。

夏休みに、親子下水道教室が五条川右岸と五条川左岸浄化センターでそれぞれ開催されます。

▼ **内 容** 浄化センターの見学や顕微鏡による微生物の観察、水の汚れを測る実験など下水道のしくみを楽しみながら学習します。

▼ **費用** 無料

▼ **持ち物** タオル、水筒、子ども用の上履き（大人用スリッパは用意します）

▼ **主催** （公財）愛知水と緑の公社

▼ **その他** 動きやすい服装・運動靴で参加してください。



● 夏休みに親子で下水道の役割を学び水の大切さを考えよう！

講座
教室



※各会場へは直接自家用車等でご来場ください。

◎五条川右岸親子下水道教室

▼対象 小学生（保護者同伴）

▼とき 7月24日（木）

・午前の部：午前10時～正午

・午後の部：午後1時30分～3時30分

▼ところ 五条川右岸浄化センター（北島町権現山7・1）

▼定員 各30人程（先着順）

▼受付期間 7月1日（火）～（平日の午前9時30分～午後5時）

▼申込・問合先 五条川右岸浄化センター（☎66・8651）

◎五条川左岸親子下水道教室

▼対象 小学4～6年生（保護者同伴）

▼とき 7月31日（木）

・午前の部：午前10時～正午

・午後の部：午後1時30分～3時30分

▼ところ 五条川左岸浄化センター（小牧市新小木四丁目47）

▼定員 各10組程度（先着順）

▼受付期間 7月1日（火）～25日（金）（平日の午前9時～

午後5時）

▼申込・問合先 五条川左岸浄化センター（☎0568・75・2911）

●精神保健福祉ボランティア養成講座

心の病は誰にでも起こりうることです。

心の健康について考え、「こころ病む人」に対する理解を深め、自立と社会参加を支援する精神保健福祉ボランティアの養成講座を開催します。

▼とき・内容 下表のとおり

▼ところ 江南保健所（江南市布袋下山町西80）

※7月30日のみ 桜桂会障害福祉施設（犬山市大字塔野地字大畔216、☎0568・63・0221）

▼対象者 心の健康やこころ病む人の福祉に関心があり、ボランティア活動に関心のある人

▼定員 30人（先着順）

▼受講料 無料

▼申込期間 7月1日（火）～15日（火）

▼申込・問合先 江南保健所健康支援課こころの健康推進グループ（☎56・2157）

▼受付期間 7月1日（火）～25日（金）（平日の午前9時～午後5時）

と き	内 容	講 師
7月18日（金） 午後2時～4時	精神疾患とは	愛知県精神保健福祉センター 精神科医 藤城 聡さん
7月23日（水） 午後2時～4時	ボランティアとは	江南市社会福祉協議会 福祉活動専門員 伊藤 光洋さん
	精神障害をもった方の特性や対応について しらゆり・ワークの取り組みについて	就労継続支援施設「しらゆり・ワーク」 精神保健福祉士 福田 秀人さん
7月30日（水） 午後2時～4時	地域で生活を支えるとは	地域活動支援センター「希楽里」 施設長 渡辺 久佳さん
	施設見学	医療法人桜桂会 犬山病院 桜桂会 障害福祉施設
8月6日（水） 午後2時～4時	ボランティアグループ 「あい・愛」の紹介	ボランティアグループ 「あい・愛」 代表者
	グループミーティング ～ボランティアを始めるにあたって～	江南市社会福祉協議会 福祉活動専門員 伊藤 光洋さん 江南保健所職員

●普通救命講習会

消防署では、毎月9日（3月と9月は上級救命講習会）に、普通救命講習会を開催しています。

通報を受けてから救急車が到着するまでの間、身近にいる人が適切な応急手当を実施できるよう、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた心肺蘇生法や、止血法の講習会を行っています。

受講された人には、修了証をお渡しします。なお、すでに受講された人については、2年から3年ごとに再講習を受けていただきますようお願いいたします。

▼とき 毎月9日午後1時30分から3時（上級救命講習会は午前9時から8時）の予定で行います。

▼ところ 消防庁舎2階大会議室

▼定員 1回の講習につき30人

▼申込先 随時消防署で受け付けています。電話でも可。

なお、10人以上の受講者があるときは、日時や会場を調整して出向くこともできます。

きます。その場合、e・ラーニング講習を受講していただきますと講習時間を短縮することができます。詳細は、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でご確認ください。

▼指導員 救急救命士・救急隊員

▼問合先 消防署（☎37・5333）

●神経難病患者・家族教室のご案内

江南保健所では神経難病の患者さんとその家族を対象に教室を開催します。今回は音楽療法をテーマに、リズムに合わせて声を出したり体を動かしたりなど楽しい内容になっています。参加希望の人、関心のある人は、ご連絡ください。

▼とき 7月18日（金）午後2時～4時

▼ところ 江南市布袋ふれあい会館（江南市布袋町東359）

▼内容 音楽療法「リズムに乗って体を動かしましょう」

▼講師 すずらん音楽療法研究所 市川 三棹さん

▼参加費 無料

▼申込期間 6月25日（水）～

7月16日（水）
▼申込・問合先 江南保健所健康支援課地域保健グループ難病担当（☎56・2157）

●栄養講座 メタボリックシンドロームが気になる人へ

内臓脂肪の多い人は、生活習慣病になる確率が高いといわれています。よりよい食生活を心がけて、健康でいきいきと過ごす工夫を学んでみませんか。

▼とき 7月31日（木）午前9時30分～午後零時30分

▼ところ 保健センター2階栄養指導室

▼講師 管理栄養士・保健師

▼内容 話「メタボリックシンドロームを予防するための食生活」・調理実習

▼対象 メタボリックシンドローム予防や脂質異常症予防に関心がある人（男女は問いません）

▼参加費 200円（食材費の一部）

▼持ち物 エプロン・手拭きタオル・筆記用具

▼定員 24人

▼申込期間 7月2日（水）～

25日（金）（先着順）
▼申込方法 保健センターで受け付けます（電話可）。
▼申込・問合先 健康課指導グループ（保健センター内☎37・3511）

●膠原系難病患者家族教室

江南保健所では、膠原系難病の患者さんとその家族を対象に医療講演会を開催します。専門医の先生から病気のことや日常生活上の工夫点などを講義いただき、皆さんの質問にも答えさせていただきます。参加希望の人、関心のある人は、ご連絡ください。

▼とき 7月14日（月）午後2時～4時

▼ところ 江南保健所3階大会議室

▼内容 医療講演会「膠原病の理解と療養生活上のポイント」

▼講師 藤田保健衛生大学病院 小野田 覚さん

▼参加費 無料

▼申込期間 6月30日（月）～7月9日（水）

▼申込・問合先 江南保健所健康支援課地域保健グループ難病担当（☎56・2157）

●消費生活講座を開催します！電磁波と健康の関係は？

市民の皆さんが日常生活に役立つ知識を学び、よりよい消費生活を送っていただくことを目的として消費生活講座を開催します。

オール電化住宅、携帯電話、パソコンが身近になり、「電磁波」という言葉をよく耳にする機会が増えました。

「電磁波とはなんなのか？」から電磁波に関するさまざまな疑問を解消しませんか。

▼とき 7月17日（木）午前10時～11時30分

▼ところ 生涯学習センター1研修室1

▼講師 大久保千代次（電磁情報センター所長）

▼受講費 無料

▼定員 50人（先着順）

▼持ち物 筆記用具

▼主催 岩倉市

▼企画・運営 岩倉市消費生活モニター

▼申込方法 電話で申し込みください。

▼申込・問合先 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

●がん検診の申し込みを受け付けています

乳がん検診、子宮頸がん検診（大野レディースクリニック受診分）、胃がん検診、肺がん検診（喀たん細胞診）、骨粗しょう症検診の定員に余裕があります。ご希望の人は、保健センターまでお申し込みください。詳細については広報いわくら4月15日号、5月1日号をご覧ください。

申込状況については、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照、くらしのガイド／健康／市民健康調査／がん検診等／がん検診等申込状況について）に掲載していますので参照してください。

▼申込受付時間 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除きます。

▼申込・問合先 健康課健康グループ（保健センター内☎37・3511）



●生活習慣病予防のために「医師の健康相談」



健康診査等の結果について医師による相談を行います。また、ご希望により栄養士の栄養相談も受けられます。お気軽に申し込みください。

- ▼とき 7月31日(木)午後1時30分～2時30分
- ▼対象 健康診査等の結果について相談がある人
- ▼ところ 保健センター
- ▼内容 医師、栄養士による健康診査等の結果の相談(無料)
- ▼定員 10人
- ▼持ち物 健康診査等の結果票・筆記用具
- ▼申込方法 7月1日(火)から保健センターで受け付けます(電話可・先着順)。
- ▼申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内) 37・3511

●30歳以上の人と妊婦さんのための成人歯科健康診査



歯科健診を定期的に受けることで、むし歯や歯周病を早期に見つけることができます。また、早期に治療にかかることで症状が悪化してからかかるよりも治療期間の短縮、治療費の軽減、治療中の痛みも最小限に抑えられます。1年に1度、歯科健診を受けることを習慣にしましょう。

- ▼実施日・受付時間 7月25日(金)、28日(月)、29日(火)午後1時～2時30分
- ※9月と10月に18日間実施します。詳しい日程は広報いわくらでご案内します。
- ▼ところ 保健センター
- ※駐車場が少ないため、車での来場はご遠慮ください。

- ▼対象 30歳以上の人(昭和60年3月31日以前に生まれた人)および妊婦
- ▼定員 各日9人
- ▼診査内容 歯牙・歯周診査、相談、指導、口臭測定(希望者)
- ▼費用 無料
- ▼申込方法 保健センターで受け付けます(電話可・先着順)。
- ※予約が必要です。
- ▼申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内) 37・3511

●20歳～39歳および医療保険未加入者の健康診査

事前の申し込みは必要ありません。実施日に直接保健センターへお越しください。

- ▼健診日時・対象・費用 下表のとおりです。
- ※対象年齢は、平成27年3月31日時点での年齢です。
- ※駐車場が少ないため、車での来場はご遠慮ください。
- ▼問合先 健康課健康グループ(保健センター内) 37・3511

対象者	20～39歳の職場等で健診を受診する機会のない市内在住の希望者(昭和50年4月1日～平成7年3月31日生まれの人)	40歳以上の市内在住者で医療保険未加入(生活保護受給者等)の人
費用	2,600円	無料(生活保護受給者は事前に配布されている受診券を持参してください。)
健診日	7/22(火)・23(水)・24(木)・25(金)	
受付時間	午前9時～11時30分	
検査項目	問診・身体測定・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・理学的検査・心電図検査・貧血検査・眼底検査(コンタクトレンズを使用されている人はケースをお持ちください。)	
会場	保健センター	

●熱中症の予防には「暑さを避けること」と「水分補給」が大切です!



熱中症とは、からだに熱がこもって体温調節ができなくなり、脱水症状を起した状態をいいます。重症になると死に至る可能性があります。

熱中症は7月から8月に多く発生します。気温は、22度から37度までの広い範囲に分布しており、湿度が高ければ気温がそれほど高くなくても発生します。時間帯は10時から18時までに多く発生しています。外出時には特に注意が必要です。

暑さを避けましょう

暑い日中の屋外での活動は、十分に水分をとっていても危険です。炎天下での外出は控えましょう。外出時は帽子や日傘で直射日光を避けることが大切です。

エアコンを使って温度を調整しましょう

高齢者の熱中症は室内で多く発生しています。暑さが目で見て分かるように湿度計付きの温度計を設置し、室温28度、湿度70%を越えないようにエアコンをつけましょう（冷やしすぎにも注意してください）。
のどがかわいたと思う前にこまめに水分をとりましょう

私たちのからだは、呼吸や皮膚からの蒸発で、何もなくても1日900ミリリットルもの水分が失われています。さらに、日常生活の中でも水分を失いますので、1日に1・3リットル程度（約コップ8杯分）の水分摂取が必要です。屋外での作業やウォーキングなどの時には、15〜20分ごとに一口〜200ミリリットル程度の水分をとるようにしましょう。

アルコールは尿や汗で失う水分量を多くするため、水分補給にはなりません。

こんな症状がたら要注意！

- ①急に元気がなくなる
 - ②ぼんやりする
 - ③頭が痛い
 - ④めまい・吐き気
- もし熱中症にかかってしま**

つら

『意識がない』あるいは『呼びかけに対する返事がおかしい』場合は、すぐに救急車を呼んでください。また、『自力で水分をとることができない』場合も緊急で医療機関に搬送する必要があります。熱中症が疑われる場合には、そのことを救急隊や医療機関に伝えてください。

暑い夏は決して無理をせず、熱中症にかからないように過ごしましょう。

▼問合先 健康課指導グループ（保健センター内）
37・3511



●『就職』に関する相談窓口を開設します

例えば…、コミュニケーションが苦手で、就職するにはどうしたらいいのかわからない…、就職活動したことがないんだけど…市では、就職活動に関する

るさまざまな悩みをお持ち

の若者や大学・高校等を卒業後も未就職の状態にある若者やその家族を対象に若年者就職相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

- ▼とき 7月28日(月)
- ①午後1時〜1時50分、②午後2時〜2時50分、③午後3時〜3時50分

▼ところ 市役所1階市民相談室

▼定員 3人（各時間1人／50分）

▼相談費 無料

▼アドバイザー 福永 英子さん（県委嘱アドバイザー）

▼対象者 45歳未満の若年者（大学、短大等の学生を含む）およびその家族

▼申込方法 7月18日(金)までにお申込みください。

▼申込・問合先 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

●愛知県医療安全支援センターについて

愛知県では、県民の皆さんの医療に関する心配や困りごとについての相談窓口を開設しています。

▼相談の実施方針

- ・中立的な立場から患者や家族と医療関係者・医療機関の信頼関係の構築を目的としています。
- ・センターは医療事故であるか否かや、責任の所在を判断するものではなく、あくまで患者・家族と医療機関の問題解決に向けた取り組みについて中立的な立場から助言します。

▼相談受付時間 午前9時〜正午、午後1時〜5時
※土・日曜日、祝日を除く。

▼相談方法 電話または、面談（面談は要予約）

▼問合先 愛知県医療安全支援センター（☎052・954・6311）

●救急車の適正利用にご協力をお願いします



救急出動件数は、全国的に増加しており、岩倉市でも昨年同時期と比べ増加しています。

この中には、タクシー代わりに救急車を利用するよ

見受けられ、重症の傷病者への対応に支障が出るのが心配されています。

救急出動時等には、サイレン音を鳴らして走行することが法律で定められ、緊急性の低い救急出動は、周辺にお住まいの皆さんにご迷惑をおかけすることになりますので、症状が軽い場合は、早めにご自身で近くの医療機関で受診するなど、救急車の適正利用にご理解とご協力をお願いします。

こんなときは迷わず119番に通報してください

- ★意識がないとき
- ★呼吸困難であるとき
- ★胸が痛いとき
- ★激しく頭が痛いとき

病院に関する問い合わせは、電話による案内と愛知県広域災害・救急医療情報システムのホームページから診察できる病院を検索することができま

すのでご利用ください。

救急医療情報センター（☎0586・72・1133）

愛知県広域災害・救急医療情報システムホームページ（<http://www.qq.pref.aichi.jp>）

▼問合先 消防署（☎37・5333）

**ストップ・ザ交通事故高め
ようモラル守ろうルール**
●夏の交通安全県民運
動7月11日(金)～20日
(日)

夏本番を迎え、海や山の
レジャーの本格的なシーズ
ン到来となります。

この時期は、暑さやレジ
ヤーの疲れから注意力が散
漫になった運転者と、外出
の機会が増える子どもや、
暑さで体力の低下が心配さ
れる高齢者の交通事故の危
険が高まります。

また、夏の開放感からス
ピードの出し過ぎや飲酒運
転による重大事故の多発も
心配されます。思いやりの
意識を高め、交通マナーを
向上させましょう。

▼重点実施項目

・子どもと高齢者の交通事
故防止

・歩行者、自転車の交通事
故防止

・交差点事故の防止

・飲酒運転の根絶

・全ての座席でシートベル
トとチャイルドシートの正
しい着用を徹底

▼問合せ 江南警察署交通
課(☎56・0110)

●青少年の非行・被害
防止に取り組む県民
運動(夏期)



青少年が心身ともに明る
く健やかに成長すること
は、子を持つすべての親の
願いであります。しかし、
インターネットの有害サイ
ト等により青少年が犯罪に
巻き込まれる事件が起きる
とともに、児童虐待や児童
ポルノ等の犯罪被害に遭う
青少年が増加傾向にあるな
ど、非行防止・被害防止の
両面において予断を許さな
い状況にあります。

そこで、青少年が解放感
等から有害環境等に接する
機会の多くなる夏休み期間
中を中心に7、8月を強調
月間と定め「青少年の非行・
被害防止に取り組む県民運
動(夏期)」を実施します。
家庭・学校・地域社会がそ
れぞれの果たすべき役割を

認識し、大人が率先して規
律ある行動を示すことに
に、県民すべてが力を合わ
せて非行防止機能の再生・
活性化、青少年の健全な育
成を図るための運動や青少
年の被害防止を図るための
運動を集中的に展開しま
す。

▼強調期間 7月1日(火)～
8月31日(日)

▼スローガン 非行の芽
はやめにつもう みな我が
子

▼主催 愛知県、愛知県教
育委員会、愛知県警察本部、
愛知県青少年育成県民会議

▼問合せ 愛知県県民安全
課総務・広報グループ 湯
浅(☎052・961・1
447)

●「子育て情報誌」を
更新しました



子育て情報誌「こどもた
ちキラキラいわくら子育て
情報」に健診などの保健セ
ンターの情報が加わり新し

くなりました。
妊娠が分かったときから
乳幼児期までの子育てに関
する施設やサービス、小児
救急の上手なかかり方など
を紹介しています。

市役所、保健センター、
各児童館などに置いてあり
ますのでご利用ください。

▼問合せ 児童家庭課家庭
グループ(☎38・581
0)

●献血にご協力くださ
い



献血は、身近なボランテ
ィア活動のひとつです。

あなたの勇気と思いやり
で助かる命があります。血
液の安定的な確保のため
に、皆様のご協力をお願い
します。

▼とき 7月6日(日)

▼ところ ピアゴ八剣店

▼受付時間 午前10時～11
時30分、午後1時～4時

▼問合せ 岩倉市献血推進
協議会(岩倉市社会福祉協
議会内☎37・3135)

●ご存知ですか? シ
ルバー人材センター
を!

お困りの際は:

シルバー人材センターで
は、屋内・屋外清掃、除草
だけでなく各種修繕、塗装
等登録会員の知識と経験を
生かした就業をしています。
「こんな仕事もお願い
できるの?」とお困りの際
には、一度ご連絡ください。
会員でできることがあれば
就業させていただきます。
営利を目的としない公共
的、公益的な団体ですので
安心です。

会員を募集しています

もし、今あなたが暇をも
てあましているなら、あな
たの豊かな知識と経験を、
社会のため、誰かのために
活かしてみませんか。会員
登録し、就業することを通
じて新しい生きがいを見つ
けてみませんか。

▼資格 ①市内に在住する
原則60歳以上の人②健康で
働く意欲のある人③シルバ
ーの理念に賛同された人
▼問合せ 岩倉市シルバー
人材センター(☎66・2
223)

愛知県では、事業を営んでいない個人で、1カ月以内に個人または2カ月以内に会社を設立して、県内で事業を開始しようとする人、具体的計画を有している人と県内で事業を開始した日から5年を経過していない個人または会社を対象に愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けられます。

岩倉市では、この愛知県の融資を受けられた人に対して、創業等の負担軽減と市内産業の発展および振興を目的にその融資に係る信用保証料の助成と利子の一部を補助していますので該



これから事業をはじめの人へ

●岩倉市創業等支援資金融資信用保証料の助成金と利子補給補助金の制度をご利用ください

岩倉市ほっと情報メールにご登録ください！

市では、市民の皆さんに防災、防犯などの情報をお知らせするメール（岩倉市ほっと情報メール）の配信をしています。このメールでは、市の防災・防犯情報のほか、イベントの情報や子育て支援、保健センター事業などの暮らしに役立つ情報を配信していますので、ぜひご登録ください。

① 空メールを送信

右記QRコードを読み取るか
t-iwakura@sg-m.jpへメールを送信



QRコード

② 返信メールを受信

「仮登録完了のお知らせ」を受信

③ メール本文中のURLにアクセス

④ 登録画面が表示されたら、「利用規約」を確認後、配信を希望する項目を選択して登録

⑤ 「本登録完了のお知らせ」メールを受信して登録完了

▶問合先 秘書課広報広聴グループ（☎38-5802）

当される人はご利用ください。

愛知県経済環境適応資金
創業等支援資金融資の概要

- ・貸付限度額 2千500万円
- ・貸付期間・利率 4年以上5年以内：年1.7割
6年以上7年以内：年1.8割

岩倉市創業等支援資金融資信用保証料補助金

▼補助対象 ①市内に事業所を有するまたは、市内に事業所を有する予定の個人または法人

②融資に係る保証料を一括

納付した人

③市税の滞納がない人

▼助成額 信用保証書記載の保証料の全額（100円未満切捨て）

岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金

▼補助対象 ①市内に住所を有する個人または、市内に本社を置く法人（市内に住所を有する予定の個人または市内に本社を置く予定の法人を含む）

②融資を受けた人

③市税の滞納がない人

▼申込・問合先 商工農政課商工観光グループ（☎38-5812）

入札結果

（5月22日）

工事名等	工事場所等	契約業者名	契約金額（円）	期間
舗装修繕工事	川井町地内	（有）八信建設	7,344,000	5/30～8/27

予約の多かった本 （4月～5月）

①豆の上で眠る

（湊 かなえ）

②村上海賊の娘

上 （和田 竜）

③村上海賊の娘

下 （和田 竜）

ます）。

※その他の新着図書については、図書館ホームページ（http://www.iwakura-library.com/）をご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。

★のつべらぼうのおじさん

そうま こうへい作

タムラ フキコ絵

★いろいろいろいろのほん

エルヴェ・テュレ作

谷川 俊太郎訳

★国民気質で観るサッカー

W杯 片野 優、須貝 典子著

★謎ときガルシア・マルケス

木村 栄一 著

★児童新着図書

一般新着図書

新着図書のご案内

（7月は7日、14日、31日（木）が休館日です）

（☎37-6804）

図書館ニユース

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼とき 毎月第3木曜日
午後1時～4時(7月17日・
8月21日・9月18日)

▼ところ 市役所1階市民相談室

▼相談員 NPO法人「クレサラあしたの会」の司法

書士、ボランティアスタッフ
▼主な相談内容 クレジット
サラ金返済問題解決、借
入に頼った生活の見直し、
借入金の法的整理後の生活
再建支援など

※相談の際には契約書等の
借入のわかる書類をお持ち
ください。相談による家族、
個人の秘密は厳守しますの
で、安心してご相談ください。
※相談料は無料です。

※予約優先で行っています。
▼予約・問合先 クレサラ
あしたの会(☎080・3
289・7704)

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。なお、物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品(6月11日現在)

▶譲ります(有償) ベビー筆筒、電動自転車

▶あげます(無償) 窓用網戸、ノートパソコン用机上ワイヤーフレームラック、幼児用スヌーピーキャラクタークッション、ジュニアシート、新生児用服(女児用)、帯紐、授乳用クッション、チャイルドシート

▶求めます 炊飯ジャー(5・5合)、ノートパソコン(windows Vista以降のもの)、乳児用衣類、保育園用品(体操服・通学かばん)、曽野小学校体操服、マタニティ用品(パジャマ、ズボン等)、ベビー服、岩倉幼稚園男子用品(スモック・かばん等)、クーラー

岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。

▶問合先 商工農政課商工観光グループ(☎38-5812)

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

お気軽にご相談ください

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般・消費生活相談

月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■消費生活専門相談

毎月第1～第4火曜日午後1時～4時

※多重債務問題等に関する相談をお受けします。
お気軽にご相談ください。

■年金相談

7月2日(水) 午前10時～午後3時

■法律相談(予約制…定員各6人)

7月8日(火)・23日(水) 午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)
午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

7月9日(水) 午後1時～4時

■不動産相談

7月10日(木) 午後1時～4時

■人権相談

7月11日(金) 午後1時～4時

■行政相談

7月11日(金) 午後1時～4時

■戦没者遺族相談

7月18日(金) 午後1時～4時

■若年者就職相談

7月28日(月) 午後1時～4時

■税務相談

8月7日(木) 午後1時～4時

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でよくよしても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

Sistema da aposentadoria (nenkin seido) do Japão:

日本の年金制度について

O Sistema de aposentadoria do Japão tem o objetivo de manter a estabilidade social de todos os cidadãos que residem no Japão durante a terceira idade, em casos de deficiências, falecimento, entre outros. Portanto, determina-se que todos devem se inscrever no plano de pensão. Entre os planos públicos de pensões, se incluem a Aposentadoria Nacional (kokumin nenkin) o Seguro de Aposentadoria Corporativa (kōsei nenkin hoken) e vários outros tipos de Planos de Pensão da Sociedade de Mútua Assistência (kyōsai nenkin). A Aposentadoria Nacional é um sistema que oferece uma pensão básica a todos os segurados. No Seguro da Aposentadoria Corporativa e no Planos de Pensão da Sociedade de Mútua Assistência se estabelece como regra geral uma pensão proporcional à remuneração, adicionada à pensão básica.

As contribuições da aposentadoria, pode ser abatida no imposto retido sobre a fonte (shotokuzei) e no imposto municipal e provincial (shikenminzei) desde que seja declarado. Os assalariados devem declarar no ajuste de final de ano (nenmatsu chousei) e aos demais na declaração individual definitiva de renda (kakutei shinkoku).

Sistema de pagamento das parcelas vencidas (Kounou Seido):

国民年金保険料の後納制度

É possível efetuar o pagamento das parcelas da Aposentadoria Nacional dos últimos 10 anos!

O Sistema de pagamento das parcelas vencidas (Kounou Seido) esta em vigor desde outubro de 2012 até setembro de 2015 somente pelo período de 3 anos; é um sistema que permite efetuar o pagamento das parcelas vencidas dos últimos 10 anos da Aposentadoria Nacional que não foram pagas dentro do prazo de vencimento.

Utilizando o Sistema de pagamento das parcelas vencidas é possível aumentar o valor da pensão; podendo tornar-se possível adquirir a qualificação para recebimento da pensão em casos de pessoas que não tenha o período mínimo de contribuição, etc.

Informativo do Posto de Saúde – Trazer sem falta a caderneta materno-infantil (Boshi techo) quando for realizar alguma atividade de saúde abaixo:

Vacina preventiva contra a BCG

BCG予防接種

Aplicar a vacina antes de completar 1 ano de idade.

Dia 9 (qua) e 30 (qua) de julho – comparecer no horário de recepção das 13:00 as 14:00.

Exame de saúde para crianças:

乳幼児健康診査

- ★ Exame de saúde para bebês de 4 meses... 11 (sex) e 17 (qui) de julho, comparecer no horário de recepção das 12:45 as 13:30.
- ★ Exame de saúde para crianças de 1 ano e 6 meses... 15 (ter) de julho, comparecer no horário de recepção das 12:45 as 13:30.
- ★ Exame dental para criança de 2 anos... 7 (seg) de julho, comparecer no horário de recepção das 12:45 as 13:30.
- ★ Exame dentário para pais e filhos de 2 anos e 6 meses... 4 (sex) de julho, comparecer no horário de recepção das 12:45 as 13:30.
- ★ Exame de saúde para crianças de 3 anos... 8 (ter) de julho, comparecer no horário de recepção das 12:45 as 13:30.

Dia da coleta do lixo reciclável

分別収集の日

- 01/07 (ter) • Yatsurugi Cho • Inoue Cho • Kamino Cho • Ishibotoke Cho
- 04/07 (sex) • Sono Cho • Inari Cho • Taisanji Cho • Taisanjimoto Machi • Taisanjihon Machi • Gojo Cho • Daiichiba Cho
- 08/07 (ter) • Daichi Cho • Daichishin Machi • Chuo Cho • Minamishin Machi • Kawai Cho • Kitajima Cho • Noyori Cho
- 11/07 (sex) • Higashishin Machi (IwakuraDanchi)
- 15/07 (ter) • Nakahon Machi • Higashi Machi • Nakano Cho • Suzui Cho

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

古紙と古着の日

- 01/07 (ter) • Nakahon Machi • Higashi Machi • Suzui Cho
- 04/07 (sex) • Shimohon Machi • Showa Cho • Asahi Machi • Sakae Machi 2 Chome • Shinyanagi Cho • Shinyanagi Cho 1ku
- 08/07 (ter) • Saichi Cho • Hon Machi • Miyamae Cho • Sakae Machi 1chome
- 12/07 (sab) • Higashishin Machi (IwakuraDanchi)
- 15/07 (ter) • Yatsurugi Cho • Kamino Cho • Ishibotoke Cho

● Informações (☎ 38-5807)

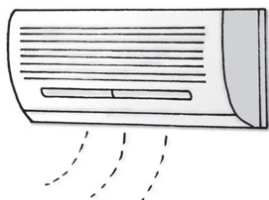
Disponível intérprete em português

「節電」にご協力をお願いします

今夏も猛暑が予想されており、岩倉市では公共施設の省エネ・節電に努めているところです。市民の皆さんや事業者の皆さんにおかれましても引き続き、省エネ・節電の取り組みをお願いし、省エネ・節電のポイントをご紹介します。

家庭でできる省エネ・節電対策

エアコンの設定温度は**28度**を目安にしましょう。なお、設定温度を1度高くすると約**13%の消費電力の削減**になるといわれています。また、扇風機を併用して冷えた空気を循環させることも効果的です。



エアコン、照明、テレビ、パソコンなどの家電製品は必要なときだけ使い、使わないときは**こまめにスイッチを切る**ようにしましょう。



照明器具は、ランプやかさが汚れると明るさが低下しますので、こまめにお手入れしましょう。また、**電球型蛍光灯やLED電球**などに取替えることで消費電力を抑えることができます。



家電製品は、使用されていないときでも「待機電力」が消費されます。コンセントを抜くなどの工夫で**待機時の消費電力を減ら**しましょう。



冷蔵庫は、扉の開閉時間を短くして、**物を詰め込みすぎない**ようにしましょう。



早寝早起きは夜の消費電力を抑えることにつながります。生活スタイルを見直して節電に心がけましょう。



テレビを消すときはできるだけ**主電源で消**しましょう。また、旅行など長期不在の時は**コンセントを抜き**ましょう。



事業所でできる省エネ・節電対策

空調の設定温度・風向きを調整して節電しましょう。

ゴーヤなどの植物を窓外に這わせる「**緑のカーテン**」を導入することで、日差しを防ぐだけでなく、見た目にも涼しく感じられます。

「**ノー残業デー**」などを設定し、その日の夜間の電力消費を削減しましょう。

パソコンやコピー機などの**OA機器**はこまめに電源を切りましょう。また、長時間使用していない機器の**コンセントは抜く**ようにしましょう。

クールビズスタイルなどで体感温度を下げる工夫をしましょう。

エレベーターの利用はできる限り控えて、**階段の利用を推奨**しましょう。

省エネタイプの**OA機器**を導入したり、**太陽光発電システム**を取り入れたりしましょう。また、省エネタイプの照明器具(**LED電球**など)に取替えましょう。

特に平日の午後1時から4時までの**ピーク時間帯**には一層の節電強化をしていただくようお願いします。

あまり負担の多い節電は続けることが難しいばかりか、健康に支障がでる場合もあります。健康維持に支障のない範囲で、普段の省エネ・節電に取り組み、我慢するのではなく、電力を賢く使う「**スマート・ユース**」で今夏を乗り切りましょう。

夏の安定した電力供給のために皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

●**問合先** 環境保全課環境グループ (☎38-5808) まで。



皆 アダプトプログラムの日 で協力してきれいな街へ

5月30日(金)、アダプトプログラムの一斉実施日として清掃活動が行われました。

アダプトプログラムは、公園・道路などの里親制度で、自分たちの地域を自分たちできれいにしようという気持ちを持つ市民の皆さんによって実施されています。

今年のセレモニー会場の中央公園では、市

長感謝状の贈呈、アダプトプログラムスローガン宣言などが行われた後、中央公園とその周辺の清掃活動を行いました。

暑さが厳しい中でしたが、参加した皆さんは額に汗をかきながらごみを集めていました。(左の写真は、広報モニター山田幸哉さん提供)



五 岩倉北小学校2年生 「町たんけん」 五条川を知ろう

5月27日(火)、岩倉北小学校2年生が生活科の学習で「町たんけん」を行いました。

岩倉の水辺を守る会会長の奥田信夫さんを訪ねたグループは、奥田さんから五条川にどんな生き物がいるか、昔の五条川の様子、五条川を守るために必要なことなどの話を聞きました。身近な存在である「五条川」の話を子どもたちは熱心に聞いていました。

(写真は、広報モニター山田幸哉さん提供)



ひ

古代米づくり農業体験
と植えずつ丁寧に

6月7日(土)、東町で稲づくり体験として、古代米づくり農業体験が行われ、29人が参加しました。

古代米づくりでは、田植えから稲刈りまでを農家の指導のもと、参加者全員が協同で行います。

体験初日のこの日は、古代米の田植えを行い、初めて体験した人は、「土の中に足が埋まって動きづらかったが気持ちいい。」「思っていたより重労働で腰が痛い！でも楽しい！」と笑顔で話していました。

今後、3回程度の草取りが行われ、稲刈りは10月中旬に行われる予定です。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

●申込先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)まで。

7月のカレンダー

1	火	分別収集／八劔町・井上町・神野町・石仏町 古紙と古着の日／中本町・東町・鈴井町
2	水	★健康チェックの日 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
3	木	★母子健康手帳の交付
4	金	★2歳6か月児親子歯科健康診査 分別収集／曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日／下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
5	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
6	日	㊥休日急病診療（向井研 いわくら耳鼻咽喉科） 日曜資源回収ステーション（清掃事務所 9：00～12：00） 日曜市役所（証明発行業務）開設（8：30～12：00）
7	月	★2歳児歯科健康診査
8	火	★3歳児健康診査 分別収集／大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町 古紙と古着の日／西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
9	水	★BCG 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
10	木	★母子健康手帳の交付
11	金	★4か月児健康診査 分別収集／東新町（岩倉団地）
12	土	古紙と古着の日／東新町（岩倉団地） 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
13	日	㊥休日急病診療（中川浩 ようてい中央クリニック） 日曜資源回収ステーション（消防署東側防災公園 9：00～12：00） 日曜市役所（証明発行業務）開設（8：30～12：00） ※正午から市役所市民スペースはお休みです。
14	月	★乳幼児健康相談
15	火	★1歳6か月児健康診査 分別収集／中本町・東町・中野町・鈴井町 古紙と古着の日／八劔町・神野町・石仏町

★印は、保健センターで行います。
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。

広報いわくら音声版（CD）を用意しています。また、ホームページでも公開しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。

●問合せ先 秘書課広報広聴グループ（☎38-5802）

岩倉市の人口／47,555人
男性／23,678人
女性／23,877人
世帯数／20,481世帯
（6月1日現在）

前月比	+45人	前年比	-165人
	+18人		-107人
	+27人		-58人
	+23世帯		+84世帯

- 毎月2回 1日・15日発行
- 岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>
- 岩倉市Eメールアドレス（代表）
koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
- 編集 総務部秘書課広報広聴グループ
- 発行 岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎ 0587-66-1111 FAX0587-66-6100

電話番号案内

- 戸籍、住民票、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療等
市民窓口課（☎0587-38-5807）
- ごみの収集・処理、犬・猫などのペットの死体処理、
公害、環境保全 等
環境保全課（☎0587-38-5808）
- 保育園、児童福祉、児童手当 等
児童家庭課（☎0587-38-5810）

防災無線テレホンサービス
☎0587-37-0099

消防テレホンサービス
☎0587-38-3119

救急医療情報センター
☎0586-72-1133

㊥休日急病診療所（日曜日・祝日）
☎0587-66-4708
受付 9：00～11：30
13：00～16：30

㊥小児救急外来
江南厚生病院内（こども救急診療室）
☎0587-51-3333
○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日
受付 8：30～16：30
○第1・3土曜日
受付 12：20～16：30

愛知県小児救急電話相談
☎#8000
☎052-962-9900
○毎日
受付 19：00～23：00



確認してください

お近くの避難場所



㊥中野会館

中野会館は、中野児童公園の西側で東町長山の交差点の北西側にあります。所在地は中野町馬出58番地2です。一度ご確認ください。



この印刷は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。